

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和2年3月5日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 貝 沼 諭
- 2 業務概要
 - (1) 業務件名 警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用）
 - (2) 数 量 4,000部、CD-R 1枚
 - (3) 業務内容 仕様書のとおり。
 - (4) 納入期限 令和3年6月4日
 - (5) 納入場所 仕様書のとおり。
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 開札時まで令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ① 事業内容及び実施方法
事業全体の概要、具体的制作方法
 - ② 事業実施主体の適格性
実施体制・役割分担
 - ③ その他
ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房人事課（19F）
電話 03-3581-0141
 - (2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和3年3月29日 17時00分
上記（1）に同じ。郵送又は持参すること。
 - (3) 仕様書の交付方法
本公示の日から上記（1）の所在地において交付する。ただし「電子調達システム」から入手することもできる。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。

【警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用）】

警察庁長官官房会計課

添付資料項目

- 1 提案書等資料作成要領
- 2 仕様書
- 3 評価項目一覧
- 4 契約書（案）

メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約上限額

3,140,000円（税込み）

○注意事項

別紙の「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、FAXで送付してください。

なお、企画競争を辞退された方は提案書提出期限までに、企画競争に参加された方は提案書提出後速やかに、送付してください。

令和3年度警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用）制作

提案書等資料作成要領

令和3年3月5日
警察庁

1 資料提出要領

(1) 提出すべき資料の名称及び内容等

警察庁に提出すべき資料の名称及び内容等は以下の通りとする。

名称	内容	必須／任意
①提案書	仕様書及び評価基準書(別紙)に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。 ○1社1案とすること。 ○提案書は、評価基準書の項目に沿って作成すること。 ○実施計画(スケジュール)を添付すること。 ○社名は入れないこと。	必須
②法人概要	○会社案内、概要等の分かる資料 ○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組内容(女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)等)が分かる資料	必須
③添付資料	提案の詳細を説明するための資料。	任意
④作成経費見積書	仕様書に基づき、必要な経費についての具体的な積算見積を作成すること。	必須
⑤令和1・2・3(平成31・32・33)年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」の資格決定通知書の写し。		必須

(2) 提案書の様式

用紙サイズはA4判、片面使用を基本とする。特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に織り込む。

(3) その他

ア 提案書は、提案書の評価する者が特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、十分に分かりやすい記述(表現)にすること(必要に応じて図面、用語解説等を添付すること)。

イ 各項目ごとに多くとも3頁程度に収まるよう要領の良い記載に配慮すること。

ウ 補足資料の提出や補足説明等を求める場合は速やかに対応すること。

(4) 提出部数

10部提出すること。

(5) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和3年3月29日(月)17:00までとする。

イ 提出先

警察庁長官官房人事課企画係

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-3581-0141 内線2646

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。FAX、電子メール等での提出は不可とする。

2 留意事項

(1) 応札資料の受理

受理した資料は評価結果にかかわらず、返却しない。

(2) 質疑

提案書に係る質疑は、令和3年3月29日(月)17:00までに、下記担当者宛てに照会すること。ただし、選考基準等についての照会は受け付けないものとする。

(3) 選考結果

選考結果については、令和3年4月9日(金)までに、担当者から各応募者に連絡するものとする。

(4) その他

提案書作成に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

(5) 契約の相手方は、契約締結時において、暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当していない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書(別添誓約書)を提出するものとする。

(6) 当該案件の契約締結は令和3年度本予算が成立し、予算内示がなされることを条件とする。

本件担当

警察庁長官官房人事課企画係

電話 03-3581-0141

(内線2646)

FAX 03-3581-0087

別表

評価項目一覧(提案要求事項一覧)

提案書の目次			評価区分	配点			評価基準	
大項目	中項目	内容		基礎点	加点	合計	基礎点	加点
1 事業内容及び実施方法								
	1.1	制作事業全体の概要	必須	20		20	【事業全体】 ・事業内容が、事業目的と整合しているか。 ・事業内容が具体的かつ詳細か。 ・効率的・効果的、かつ実現可能な事業内容が提案されているか。	
	1.2	具体的制作方法	必須	10	25	55	【デザイン】 ・仕様書に示す内容に沿った適切なデザインであるか。	・就職を希望する多数の学生に、警察庁警察官(国家公務員総合職)という職業のやりがい、魅力等を効果的にアピールするための創意工夫(画面構成等)がなされているか。
				10	10		【キャッチコピー】 ・仕様書に示す内容に沿った適切なキャッチコピーであるか。	・就職を希望する多数の学生に、警察庁警察官(国家公務員総合職)という職業のやりがい、魅力等を効果的にアピールするための創意工夫(警察庁の特徴をよく捉える等)がなされているか。
2 事業実施主体の適格性								
	2.1	実施体制・役割分担	必須	10	10	20	・今回の事業を実施するに当たり、迅速、柔軟な対応ができる体制が備わっているか。	・就職を希望する多数の学生に対する訴求力を期待し得るだけの特筆すべき制作実績等があるか。
3 その他								
	3.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	任意	-				認定等の区分
				2			1段階目※2	
				4			2段階目※2	
				5			3段階目	
				1			行動計画※3	
				2			くるみん(旧基準)※4	
				3			くるみん(新基準)※5	
				4			プラチナくるみん	
	4			若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)				
					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。 ※2 労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※4 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク) ※5 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)			

評価基準書中の加点に係る項目の配点方法

評価ランク	評価基準	項目別得点		
S	仕様書で示した内容(効果)をはるかに超える卓越した提案内容である。	25	15	10
A	仕様書で示した内容(効果)を超える卓越した提案内容である。	17	10	6
B	仕様書で示した内容(効果)を超える提案内容である。	8	5	3
C	仕様書で示した内容(効果)と大差がない。	0	0	0

仕 様 書

警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用）

1 警察庁業務説明資料制作の目的

優秀な人材を確保するために、学生等に親しみやすく、訴求力のある業務説明資料を制作して、学生等の国家公務員総合職（警察官）への志望を高めることを目的とする。

2 制作に係る企画

- (1) 警察庁が提供する原稿、写真及び図を使用して制作すること。
- (2) 警察庁と協議の上、制作上必要な写真については、警察庁が提供するもののほか、応募者の費用負担により、委託等したカメラマンにより撮影（対象者は、警察庁にて約30名、霞が関周辺にて約5名を予定）すること。また制作上必要な図についても、見やすく分かりやすいデザインとなるよう改良すること。
- (3) 警察庁と協議の上、制作上必要なキャッチコピーを考案すること。
- (4) 警察庁を志望する多数の学生に効果的にアピールできるよう、当庁が提供する写真及び図も含め、ビジュアル素材をふんだんに使用し、優れたデザインとすること。

3 納入物

完成した業務説明資料を別途指定する「印刷物仕様書」に基づき印刷、製本を行い、4,000部納入すること。納入された業務説明資料により検査・確認する。また、同資料に併せて、完成した業務説明資料のPDF形式データを入れたCD-R1枚を納入すること。

4 納入期限

令和3年6月4日（金）

5 納入場所

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
19階 警察庁長官官房人事課執務室

6 留意事項

- (1) 業務説明資料の作成に当たっては、警察庁の業務の幅広さ、奥深さ、やりがい等その魅力をアピールする構成とするとともに、バランスのとれた見やすいレイアウトを心掛けること。
- (2) 企画の作成・提出に必要な原稿、写真及び図については、警察庁が提供するもの及び警察庁の求めに応じて応募者の費用負担により他の業者から調達したもの（新聞記事等20枚程度を予定）を使用すること。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、応募者は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、この場合、応募者は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ警察庁の了承を得ることとする。また、使用許諾の手続きは書面をもって行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が、専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、応募者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。
- (5) 警察庁から必要な変更の申し出があった場合、これに従うこと。
- (6) 本業務説明資料案の著作権・著作権は、警察庁に帰属するものとする。
- (7) 搬入場所である合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。

印刷物仕様書

発注局課	長官官房人事課	担当者	TEL 03-3581-0141 内線 2646
品目	警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用）		
数量	4,000部	納入期限	令和3年6月4日
仕上規格	A3・A4・A5・B4・B5・B6・その他（ ）		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ ポスター ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	データ渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー	一部カラー	
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他（ ）		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工（つや消し加工） ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング ・ その他（型抜き、三つ折）		
その他	<ul style="list-style-type: none">・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。・仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。・見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。・その他当該事業の実施に係る校正等については警察庁係官と協議し指示に従うこと。		

用 紙 の 規 格

表 紙	上質紙	kg	・ その他 (再生艶消しコート菊版)	93.5 kg
本 文	上質紙	kg	・ その他 (マットコート紙)	76.5 kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
見 返 し	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
と び ら	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
そ の 他	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準及び配慮事項に適合すること。ただし、当該判断基準を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。 ・ 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30 g / m²以下であること。 ・ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ・ 見積書・入札書に、使用する用紙の種類及び規格を付記すること。 ・ 両面刷り50ページ(表紙・裏表紙含む)を予定。 			

契 約 書（製造請負）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり製造請負契約を締結する。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 品 名 | 警察庁業務説明資料（国家公務員総合職用） |
| 2 数 量 | 仕様書のとおり |
| 3 仕 様 | 仕様書のとおり |
| 4 契 約 金 額 | ¥ .- |
| （製造代金） | うち消費税額及び地方消費税額 ¥ .- |
- 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
- | | |
|-------------|----------------|
| 5 納入期限（納期） | 令和 3 年 6 月 4 日 |
| 6 納入場所（納地） | 仕様書のとおり |
| 7 契 約 保 証 金 | 徴収免除 |

（目的）

- 第 1 条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を完成し、納入する。
- 2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第 2 条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

- 第 3 条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は、甲宛に出荷報告書に納入場所担当係官の押印ある受領書を添付して提出しなければならない。
- 4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

- 第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日のレ日以前に、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上検査を受けなければならない。
- 2 納入する物品は、すべて甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
 - 3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

- 第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の納入計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

- 第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。
- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。
 - 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
 - 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官給品の支給及び貸与)

- 第7条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

(官給品の保管、引き取り)

- 第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、官給品をこの契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。
 - 3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等の無いよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
 - 4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。
 - 5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第9条 乙は、官給品につき必要が無くなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(下請負)

第10条 乙は、契約物品の製造について、全部若しくは大部分（物品の構造、機能、性能に係る部分）を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に下請（一次下請以降の下請を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、下請承認申請書（別紙様式）を下請開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、乙から下請承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約の一部を第三者に下請するときは、下請した業務に係る下請者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を下請するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請者と約定しなければならない。

(所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 物品の納入完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取)

第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後何時でも当該不合格品を他の場所に移動し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用はすべて乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められる

ときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第 15 条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第 16 条第 1 項に該当する場合

(4) 乙が第 29 条に規定する暴力団排除条項第 1 条、第 2 条又は第 4 条第 2 項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 542 条第 1 項又は第 2 項の各号に該当する場合

4 甲は、第 2 項及び第 3 項に該当する場合、違約金として未納入物品の契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第 3 項第 5 号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部

又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第 17 条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合

において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払）

- 第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につきこの契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金の還付）

- 第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除

した場合、又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換に契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第 22 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又は、これに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(特許権等の紛争解決)

第 23 条 乙は、物品に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合、乙が自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、甲には些かの迷惑もかけないものとする。

(保証事項)

第 24 条 乙は、この契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日より起算して 12 箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(担保責任)

第 25 条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第 2 項及び第 3 項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡しした場合において、甲がその不適合を知った時から一年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第 26 条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第 27 条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 28 条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第 29 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第 30 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなげ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の住所及び氏名	
下請負を行う業務の範囲	
下請負を必要とする理由	
下請負期間	
下請負率 (全請負に対する下請負の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・下請負の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 下請負の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 下請負の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

